

7 森林保業第 497 号
令和 7 年 12 月 9 日

道府県森林組合連合会 代表理事会長 様
東京都森林組合 代表理事組合長 様
大阪府森林組合 代表理事組合長 様
中はりま森林組合 代表理事組合長 様

国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林保険センター所長（法人印省略）

災害救助法の適用を受けた区域を対象とした森林保険の対応について
（令和 7 年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害）

令和 7 年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害にかかる災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた市町村に所在する森林を保険の目的とする保険契約及び同市町村に住所を有している保険契約者又は被保険者の保険契約について、保険契約者が保険期間満了の 30 日前までに継続契約の申込みができなかった場合であっても、令和 8 年 6 月 30 日までに申出（別紙参照）があった場合は、同日まで継続契約の締結手続きを猶予します。

また、令和 8 年 6 月 30 日までに保険料を添えて継続契約の申込が行われた場合は、現契約と同一の契約条件により、現契約の満了日をもって継続による契約が成立したものとします。

なお、令和 7 年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害により森林保険の継続契約の手続きを行うことが困難と判断される事情がある場合は、森林保険センターに相談して下さい。

以上